

Q&A CPD のよくある質問

CPD について多く寄せられたご質問、疑問などを Q&A にまとめました。

目 次

- Q1. 公共工事における CPD の活用について教えてください。
- Q2. CPD を始めて 5 年が経過しましたが、一度も CPD 実績の登録をしたことがありません。今からでも申請すれば、間に合うのでしょうか。
- Q3. JABMEE CPD で取得した CPD 実績は、建築 CPD 情報提供制度のデータに反映されますか。
- Q4. JABMEE CPD の実績単位数と JAEIC CPD 情報システムからログインして確認した実績単位数が違うのはなぜですか。
- Q5. JABMEE CPD の実績単位数と JAEIC CPD 情報システムからログインして確認した実績単位数は運用上どのような違いがありますか。
- Q6. 参加した見学会について、自動で登録されないのでしょうか。
- Q7. JABMEE CPD に参加すると、建築 CPD 情報提供制度にも参加していることになるのでしょうか。
- Q8. JABMEE CPD を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加する場合と(財)建築技術教育普及センターから直接、建築 CPD 情報提供制度に参加する場合、違いはありますか。
- Q9. JABMEE SENIOR の有効期間が切れてしまった場合どうなりますか。
- Q10. 建築設備士にとって、JABMEE CPD と他団体が実施する CPD との違いはなんですか。

<この Q&A は、多く寄せられたご質問、疑問などを Q&A にまとめたものです。
他にも疑問なことがございましたら、メール (info@jabmee.or.jp) でお問い合わせください。>

社団法人 建築設備技術者協会
JABMEE

二重下線の用語には、用語解説（フヘーヅ）があります。

Q1 . 公共工事における CPD の活用について教えてください。

A1 . **国および都道府県において、以下の活用事例があります。**（活用状況は更新される可能性がありますので最新情報は、（財）建築技術教育普及センターホームページ <http://www.jaeic.or.jp/kenchikucpd.htm> をご参照ください。）

国土交通省は、官庁営繕事業に係る設計 / 工事監理業務の受注者選定に際し、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績を評価する方針を決定しました。

公共工事に関する設計等の品質を確保する観点から、プロポーザル方式、総合評価方式において、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績を判断基準として、管理技術者、担当技術者等の評価を行うものです。（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長より、各地方整備局等宛て通達（平成 20 年 5 月 15 日））

中部地方整備局（管轄している県：静岡県、愛知県、三重県、岐阜県）

平成 19 年度からの工事入札の際の技術審査基準の中で、総合評価方式において「技術者の能力」の評価項目として建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績を新たに位置づけることとなった（50 時間/年以上の技術者がいることを評価）。

現在活用している県等

- ・広島県、広島市、呉市、東広島市において平成 20・21 年度建設工事入札参加資格審査にあたり、競争入札参加資格者の等級区分（格付け）の基となる評価項目に、この制度による企業ごとの学習時間数を加え、学習実績に応じ主観点数を加算することとなっている。
- ・愛知県において、平成 20 年 4 月より建築設計業務委託等における簡易型プロポーザル方式による技術提案の評価において活用されている。（試行運用）
- ・名古屋市において、平成 20 年 4 月より公募型プロポーザル方式による基本設計の建築設計者の選定において、配置技術者の資格、実務経験の評価項目に活用されている。（試行運用）
- ・滋賀県において、建設工事に係る総合評価方式における技術者評価において活用されている。

：（財）建築技術教育普及センターホームページより H21.6

Q2 . CPD を始めて 5 年が経過しましたが、一度も CPD 実績の登録をしたことがありません。今からでも申請すれば、間に合うのでしょうか。

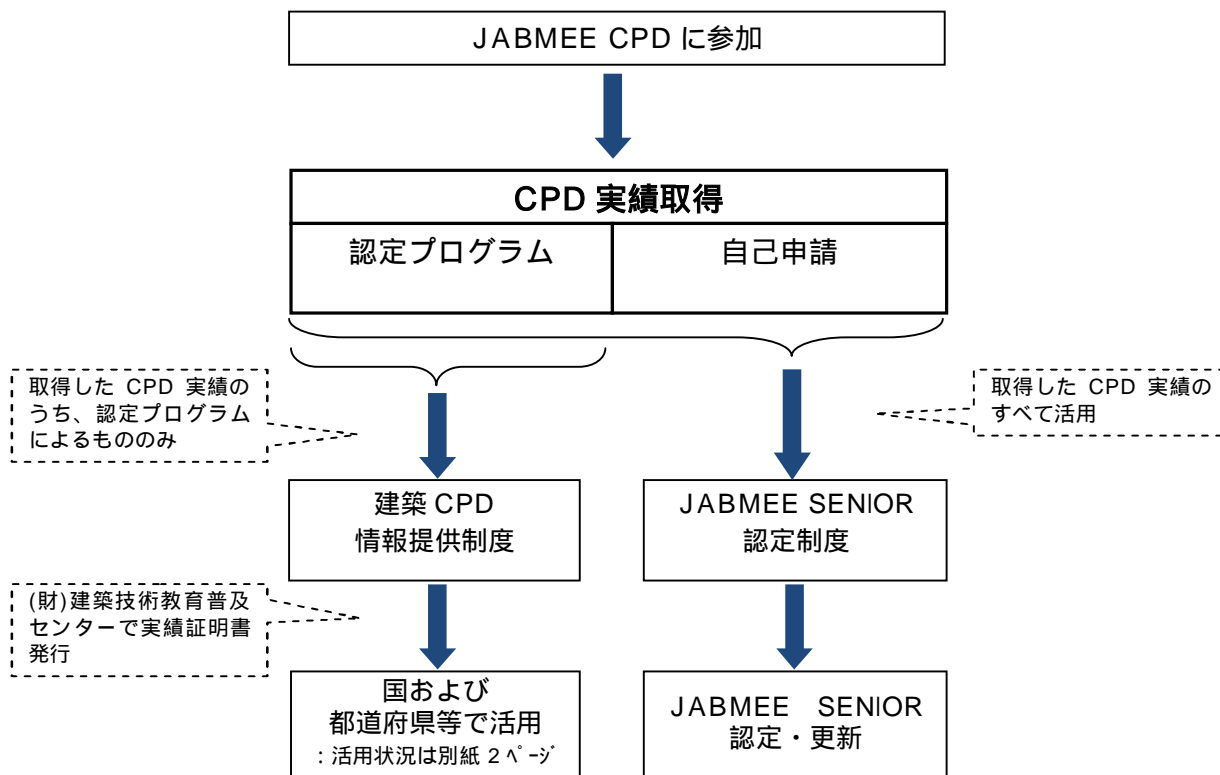
A2 . 複数年にさかのぼって申請できますので、記録をもとに申請してください。申請方法は、JAEIC CPD 情報システムもしくは、JABMEE CPD の所定の書式でご提出ください。

(詳しい申請方法は、協会ホームページ <http://www.jabmee.or.jp> や ホームページ内にある『JAEIC CPD 情報システム利用 Q&A 入力時の注意点』をご参照ください。)

Q3 . JABMEE CPD で取得した CPD 実績は、建築 CPD 情報提供制度のデータに反映されますか。

A3 . 取得した CPD 実績は、認定プログラムによるものと自己申請によるものがあります。建築 CPD 情報提供制度のデータに反映されるのは、このうち、認定プログラムによるもののみです。(図 1 参照)

図-1 取得した CPD 実績の活用例 (JABMEE SENIOR / 建築 CPD 情報提供制度)



Q4 . JABMEE CPD の実績単位数と JAEIC CPD 情報システムからログインして確認した実績単位数が違うのはなぜですか。

A4 . JABMEE CPD の単位数と JAEIC CPD 情報システム に表示される実績単位数が異なるのは、年間の上限值の設定や単位数の重みづけなど各々の判定基準が異なるためです。

Q5 . JABMEE CPD の実績単位数と JAEIC CPD 情報システムからログインして確認した実績単位数は運用上どのような違いがありますか。

A5 . 国および都道府県の公共工事の評価項目に活用するのは JAEIC CPD 情報システム に表示される実績単位数(システム画面内の「建築 CPD 情報提供制度」欄に表示されているもの)で、JABMEE SENIOR 認定については JABMEE CPD の実績単位数になります。(JABMEE CPD 単位数は協会へお問い合わせください。)

Q6 . 参加した見学会について、自動で登録されないのでしょうか。

A6 . 建築 CPD 情報提供制度において認定された講習会など(認定プログラム)については会場でリストにユーザーID と氏名を記載いただくことで登録されます。受講した講習会、見学会などが認定プログラムでない場合、登録されません。従って、自己申請の必要がございます。

Q7 . JABMEE CPD に参加すると、建築 CPD 情報提供制度にも参加していることになるのでしょうか。

A7 . はい。JABMEE は、建築設備士関係団体 CPD 協議会 を通じて、平成 18 年 9 月より 建築 CPD 情報提供制度 に参加しています。JABMEE CPD に参加登録することで自動的に建築 CPD 情報提供制度にも登録されます。

Q8 . JABMEE CPD を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加する場合と(財)建築技術教育普及センターから直接、建築 CPD 情報提供制度に参加する場合、違いはありますか。

A8 . 建築設備士は、JABMEE CPD を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加した方がメリットがあります。建築 CPD 情報提供制度における扱いは同等ですが、JABMEE CPD には JABMEE SENIOR 認定制度があります。JABMEE CPD に参加し、協会会員になり、さらに一定の条件を満たすことで、JABMEE SENIOR の称号を受けることができ、社会から高く評価されることとなります。

なお、費用面は JABMEE CPD の初年度 4,000 円、2 年目以降 2,000 円に対して、(財)建築技術教育普及センターは初年度 4,000 円、2 年目以降 3,000 円となります。

Q9 . JABMEE SENIOR の有効期間が切れてしまった場合どうなりますか。

A9 . 失効状態となりますが、CPD 実績を申請いただければ（新たに 5 年間 250 単位の CPD 実績と建築設備士総合講習受講）認定されます。

Q10 . 建築設備士にとって、JABMEE CPD と他団体が実施する CPD との違いはなんですか。

A10 . 違いは各団体が独自の制度でC P Dの認定を行っていたり、登録窓口に限ったりしていることです。

JABMEE の場合は、JABMEE SENIOR 認定制度があり、多くの建築設備士が JABMEE SENIOR として認定され、活躍しております。

また、下記の 5 団体で建築設備士関係団体 CPD 協議会 を運用し、建築設備士の CPD の推進に係る連絡・調整を図っております。J A B M E E はこの協議会を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加しています。(図 2 参照)

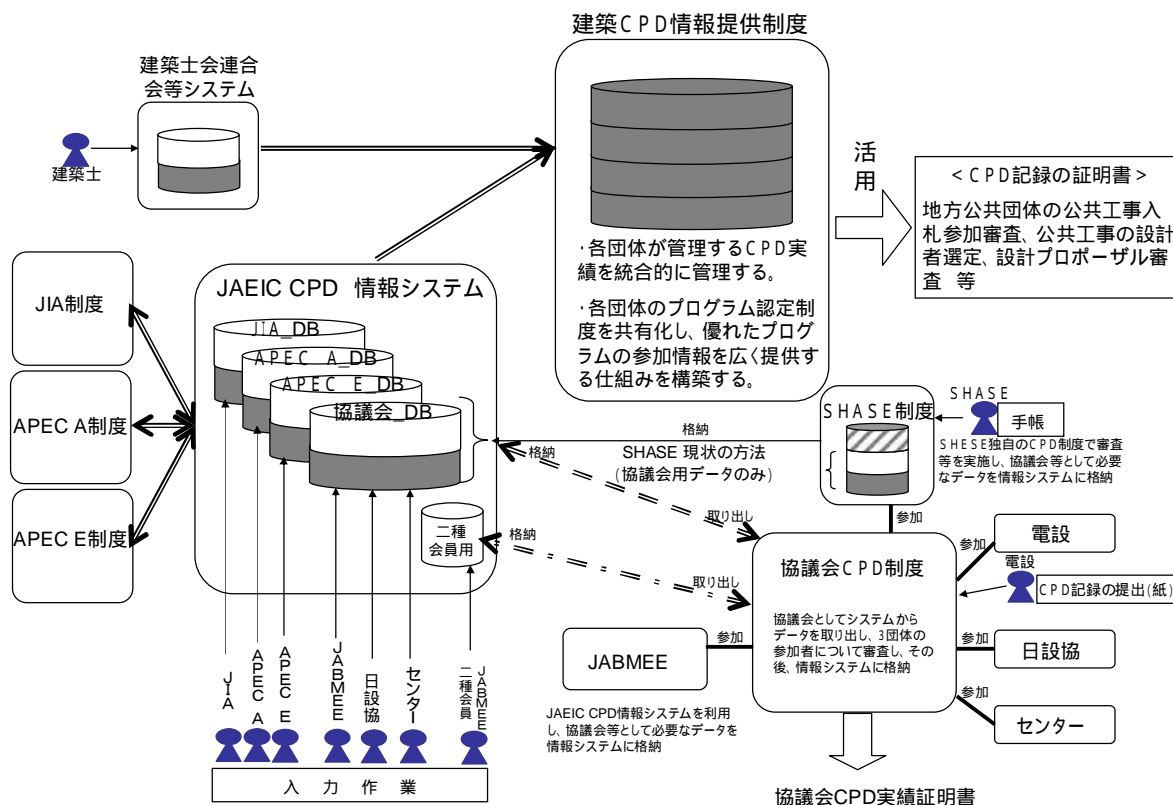
従って、建築設備士にとっては J A B M E E C P Dに参加することが最も有効です。

建築設備士関係団体 CPD 協議会 . . .

(社)建築設備技術者協会、(社)空気調和・衛生工学会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センター

図-2 建築 CPD 情報提供制度の概念図

出典 (財)建築技術教育普及センター



用語解説

『建築 CPD 情報提供制度』

建築 CPD 情報提供制度とは、建築士、建築設備士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定するとともに、建築 CPD 情報提供制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明するシステムです。

参加団体等：

建築設備士関係団体 CPD 協議会、建築士会（9 県）、建築家協会、APEC アーキテクト/エンジニア、(財)建築技術教育普及センター
平成 21 年 6 月時点

『建築設備士関係団体 CPD 協議会』

この協議会は、建築設備士関係団体（(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センター）により、建築設備士の CPD の推進に係る連絡・調整を図るために設立されました。建築設備士の CPD は、自己の責任により、講習会等への参加、専門書の講読等の活動を行い、専門家としての必要な技術・知識を習得しようとするものです。当協会は、この協議会を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加しています。

『(財)建築技術教育普及センター』

CPD 関連業務として、建築 CPD 運営会議および建築設備士関係団体 CPD 協議会の事務局をしています。建築 CPD 情報提供制度においてメンバーのデータ管理および CPD 実績証明書を発行しています。

『JABMEE SENIOR 認定制度』

JABMEE CPD 実績を 5 年間で 250 単位以上取得した「建築設備士」を対象にした当協会の認定制度。

『認定プログラム』

建築 CPD 情報提供制度において、あらかじめ認定された講習会、見学会、企業内研修。認定プログラムに出席した際に会場に設置されている出席者名簿にユーザーID と氏名(カナ)を記載することにより、認定プログラムに出席した CPD 記録は、認定プログラム主催者から(財)建築技術教育普及センターに報告され、自動的にデータ登録されます。なお、建築 CPD 情報提供制度においては、自己申請による単位取得は認められておりません。

『JAEIC CPD 情報システム』

このシステムを活用することにより、ユーザーID とパスワードを入力すれば、いつでも自己の CPD 記録を入力でき、また取得単位数をいつでも見ることができます（詳細については、図 2 を参照して下さい）。